

災害復興支援基金運用規程

(目的)

第1条 この規程は、災害復興まちづくり支援機構（以下支援機構という。）の会員が行う支援活動につき、災害復興支援基金設置規則（以下基金設置規則という。）第4条に基づき、「基金」の運用及び支援活動の指定等について定めることを目的とする。

(基金運用の内容)

第2条 資金の支出は、交通費、宿泊費、日当及び立替金等とし、次の通り定める。

- ① 交通費 JR・私鉄・地下鉄・都市バスを原則とし、必要に応じて新幹線・タクシー・自家用車（ガソリン代・通行料）などとする。
- ② 宿泊費 宿泊を要する場合は、一日1万5千円を上限とする。
- ③ 日当 一日1万円を上限とし、半日（概ね実働3時間以内）5千円とするが、事務局長の判断により災害の規模によって支払わないことができる。
- ④ 立替金等 支援機構が負担すべき経費等の立替金。
但し、領収書等その金額を明らかにした書面の提示を要する。

(他団体などからの収入がある場合)

第3条 会員が支援機構以外の団体等から報酬等を受領する場合、前条第①項ないし第③項の資金は支出しないものとする。但し、受領した報酬等の合計金額が前条第①項ないし第③項の合計額に満たないときは、事務局長は代表委員の承認を得てその差額を支出することができるものとする。

(支援活動の指定など)

第4条 基金設置規則第3条の被災地における支援活動の指定および同規則第6条の資金の運用の承認に関し、代表委員の承認は過半数をもって決する。前条の承認についても同様とする。

(資金寄付の受け入れ)

第5条 基金設置規則第5条第2号の寄付の受け入れには運営委員会の承認を要するものとする。

附則 この規程は平成21年11月28日の支援機構総会後最初に開催される運営委員会の決議により、その決議の日から施行する。